

経済建設常任委員長報告

委員長 高宮正行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第78号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」

委員より、「団体推

薦の協議会委員については、地元、阿蘇市出身の方が望ましいのでは。」との質疑があり、**農政課長**から、「選出については各団体に選出依頼を行い、併せて、本市の地形や営農等に詳しい方を選出されるよう申し入れを行います。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第79号「阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について」

委員より、「今後、別

事業へと移行されると思われるが、再度、条例等の例規整備が必要になるのか。」との質疑があり、**農政課長**から、「現在、それぞれの基盤整備工区ごとに推進協議会等が設置されており、それぞれで事業等の実施に関する事項の検討審議が行われております。よって、今後は本推進協議会の機能は必要無く、同時に条例の策定は無いものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を

経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」

委員より、「料金を

上げることで、逆に来訪者が減少し、収益が下がるということも想定され、例えば入場者の数が平常時の7割程度回復した時点で、条例改正を行った方が良いのでは。」との質疑があり、**観光課長**から、「多額の復旧費用が発生し会計は赤字の状況です。以前の使用料金は他の施設と比較しても低料金であり、今回の上げ幅は大きく影響

しないものと考えています。」との答弁があり、また、**委員**より、「一定期間、料金を半額にする等のキャンペーンを行い、お客様の数が回復した時点で料金改定を行っても良いのでは。」との意見があり、**経済部長**から「阿蘇火口は、火山ガスが発生すると立ち入り規制となります。必ず火口見学が出来るのであれ

ば、そのようなキャンペーンの検討も可能ですが、別の手法で何らかのキャンペーンが出来るのか県と協議を進めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経て討論が行われ、**委員**より、「軽自動車、普通自動車それぞれの料金に差を付けることなく、一律700円で金額設定の方が良い



阿蘇山ロープウェイのりば

と思われるので本改正案には反対します。」との反対討論があり、また、別の**委員**より「他の観光施設の入場料等と比較しても、そんなに高い金額では無いと思われるので賛成します。」との賛成討論がありました。また、別の**委員**より「料金改正には賛成であるが、改定期間は、料金値下げ等のキャンペーン期間を経てからの方が望ましいと思われるので反対します。」との反対討論がありました。

以上のことから挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」

住環境課所管分

委員より、「今回の被災宅地地盤調査事業補助金（復興基金創意工夫分）が、本予算に計上されるまでの過程を。」との質疑があり、**土木部長**から「当初、

り、「あくまで調査を行うための補助金なのか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「地域の方々が、今後の判断材料としていただくための情報提供も含んでいます。」との答弁がありました。

市独自で地質調査を検討していましたが、今年から文部科学省事業による調査を計画されていた学術者の専門チームがおられたので、お願いしたものであります。また、市が独自で調査を行うよりも、専門の方々に依頼した方が、効率的な調査ができるという判断から、今回、予算化に至ったものです。調査内容に関しては、専門チーム側の調査項目にプラスして、今後、地震が発生した際、地域にどのような影響を及ぼすか更に詳しく調査する内容になっています。」との答弁があり、また、別の**委員**より、

また、別の**委員**より、

「市営住宅アスベスト含有量調査は、過去にも実施されていたが、なぜ、また、実施するのか。」との質疑があり、**住宅係長**から「以前の調査は室内の吹き付けに対して行い、アスベストは含まれていませんでした。今回、調査内容は、新たに熊本県から外壁塗装について調査指示を受けて、市内59棟分を実施するものです。」との答弁がありました。

建設課所管分

委員より、「宅地耐震化推進事業補助金（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）の内

容を詳細に。」との質疑があり、**土木部長**から、「避難路から高さ2 m以上の基準があり、それらを満たし国庫補助に該当する事業になります。」との答弁があり、また、別の**委員**より、「本事業の財源内訳を。」との質疑があり、**建設課長**から、「事業費の50%が国庫補助、残りの50%に対して80%が特別交

付税で対応されるものです。」との答弁がありました。

農政課所管分

委員より、「攻めの園芸生産対策事業費補助金の内容を。」との質疑があり、**農政課長**から、「単県事業で、県が3分の1以内、市が6分の1以内、合わせて事業費の2分1以内の支援として、かん

水施設のトマト、花卉については、総事業費105万6,000円に対して、県が29万3,000円、市が14万6,000円となっています。また、二重カーテン、アスパラについては、556万5,000円総事業費に対して、県が154万5,000円、市が77万2,000円補助するものです。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「はな阿蘇美の肥料、防腐剤等について100万円計上されているが、この内容は。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「肥料と春先のバラの苗も含めた予算となっており、バラの苗を、1株2,000円の250株の50万円、肥料、培土、殺虫殺菌の農薬関係で50万円、合計積算額100万円です。」との答弁がありました。

ます。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「フィールドミュージアム構想実践に関するガイドについての内容は。」との質疑があり、**課長**から、「ガイドに関しては、古き思い出を語ることが出来る地元牧野の方々にお願いし、受講者が通常の環境学習より少し楽しみがプラスされるようなガイド育成をこのプログラムを通じて検討したいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（ASO田園空間博物館総合案内所）」、議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」、



二重カーテン施設 (イメージ)

議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」、議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」、議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」

委員より、「指定管理施設全体について、震災被害等あつていいのか。」との質疑があり、**経済部長**から、「幸い、施設全体に大きく被災したものはありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市はな阿蘇美の指定する団体の所在地等、内容確認をしたのか。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「団体の所在地については、先日、確認しました。施設自体は古い施設でありましたが、電気、水道も接続されています。施設の使用については、先方に確認しますと、「トマト収穫の繁忙期については施設を使用していましたが、冬季は、その時期では無いので、ほとんど使用してない。」とのことであります。また、現在、はな阿蘇美敷地内のイチゴハウスを農政課から賃貸されており、その契約が波野支店という名称で契約していたので、同じ名称の方がよいのではと思われ、特段、他意はないということ聞いております。」との答弁があり、また別の委員より、「は

な阿蘇美の指定先が決定した経過説明を。」との質疑があり、**課長**から、「選定前の経過については、募集要項の配布期間を8月1日から8月31日まで行い、9月29日を募集締め切りとしています。この段階で、本施設に關しては、2件の申込みがあつております。10月2日に選定委員会を開催し、委員会において、申請書類等に不備がないか確認しております。これが一次審査になります。この時点で、不備はありませんでしたので、2件ともに審査を通過いたします。その後、10月23日に事業提案のプレゼンテーションを両社からいただいたております。11月2日に、1つの申請者が辞退され、11月6日に選定委員会を開催し、その中で選定をしております。

選定の基準については、100点満点を基準とし、審査項目が、「施設の設置目的及び市が示した管理方法を理解しているか」、「平等な利用を図るための具体的な手法であるか」、「期待される効果が、生活弱者等への配慮をされているか」の項目があり、これらの配点が、10点としています。また、「事業内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」、施設管理の運営に係る経費として「事業の内容が管理にかかる経費の縮減等が図られるものであるか」等の配点が20点になります。そして、「事業計画に沿った管理を安定的に運営ができるものか、物的能力、人的能力を有しているか」これらを審査する配点が30点としています。その他では、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項として情報管理、公益性等、様々あります

が、合計が100点満点で設定しています。この審査項目を6名の審査委員が採点し、600点満点で審査を行います。点数が60%以上とならない場合は、たとえ1社申請であっても、認めないものとしています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「施設を返還する際の原状回復はどのように示しているのか。」との質疑があり、**課長**から、「原状回復等については、募集要項の基準に指定管理は指定期間が終了する1週間前までには、原状回復すると示しており、また、指定管理は施設の備品、物品維持管理を適切に行うという内容になっております。」との答弁がありました。また、別の委員より、



阿蘇市はな阿蘇美パラドーム

「経営安定の審査項目について説明を。」との質疑があり、**課長**から、「経営については、今回、中小企業診断士に入っていたいています。専門家の意見を聞いた上での判断を行っています。」との答弁がありました。

委員より、「議案第

95号、公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）について、指定管理先となる法人の所在地を確認したが、あの場所を支店と明記する法人に決定することに反対します。」との反対討論がありました。

その後、採決を行い、議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（ASO田園空



ASO 田園空間博物館

間博物館総合案内所）、議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」、議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」、議案第92号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」、議案第93号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、議案第94号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

反対討論があった議案第95号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」は、挙手による採決の結果、賛成多数となり、議案第95号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

陳情第1号「住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い」

委員より、「陳情書内にある、平成24年の水害時は個人の嵩上げを行ったが、地震ではその対応が無いとあるが、その違いは。」との質疑があり、**土木部長**から、「嵩上げ事業は、河川管理者の責任義務として、河川から溢れる浸水区域の補償という形で今の事業に至っています。地震に

関しましては、所有者の責任義務の範疇であると解釈され、国の補助事業の創設等は見送られたということでありました。そのような中、これに代わる何らかの救済を行う為に、県が復興基金を活用した被災宅地復旧支援事業が出されました。この事業は対象工事の施工に要した経費から50

万円を控除した額の3分の2を支援するもので、事業費の上限額は1,000万円をとなっており、最大でおよそ633万円という内容です。このような被災復旧の支援としては復興基金事業を活用した復旧を進めていた

り、**課長**から、「説明会等、その都度、説明を行っています。」との答弁がありました。また、別の**委員**より、「既に復興基金を活用した復旧支援制度もあることから、地域の方々の願意は分かるが実現することは厳しいと思われ、趣旨採択が望ましい。」との意見がありました。

以上のような審査を経て採決を行った結果、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。

また、別の**委員**より、「復興基金事業は地元への説明は行っているのか。」との質疑がある

また、別の**委員**より、「復興基金事業は地元への説明は行っているのか。」との質疑がある

